

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

項目 番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				令和6年度（年度末実績）		
	区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己評価 結果	課題と対応策
1	①自立支援、介護予防、重度化防止	【地域介護予防活動の推進】 高齢者数の増加に伴い、高齢独居世帯や高齢夫婦世帯についてもその数や割合の増加が見込まれている中、高齢者が健康で自分らしく活躍し、住み慣れた地域でいきいきと安全に安心して暮らし続けることができるよう、ボランティア活動の機会や趣味の活動の場など、多様化するニーズに応じた社会参加の機会や地域交流の場を築いていくことが重要となっている。	地域主体の居場所・通いの場づくりを推進し、なりたいいきいき百歳体操のほか、シニア健康カレッジや公園健康遊具によるうんどう教室のOB会など、地域介護予防活動団体を増やすこと。	3年間で21団体増	生活支援コーディネーターを中心に、なりたいいきいき百歳体操の周知や立上げ支援（新規立上げ団体に対する補助金の交付を引き続き実施）を行うとともに、広報なりたや市ホームページを通じた啓発により、居場所・通いの場づくりを推進した。また、既存の活動団体への活動状況アンケートを実施し現状を把握するとともに、希望団体に対する体力測定を行った。なお、令和6年度については、市制施行70周年記念事業としてのなりたいいきいき百歳体操10年記念大会も実施した。 シニア健康カレッジにおいても百歳体操と同様に10年記念大会を実施し、順天堂大学との10年間にわたる連携事業を記念するとともに、広く市民へ周知することができた。 うんどう教室はこれまでNT地区にて開催していたが、初めての試みとして遠山地区にて開催した。 シニア健康カレッジ、うんどう教室ともに卒業生によるサークルが新たに立ち上がり、介護予防及び社会参加の場となっている。 【R6年度：14団体（なりたいいきいき百歳体操12団体、シニア健康カレッジ卒業生サークル1団体、うんどう教室卒業生サークル1団体）】	◎	なりたいいきいき百歳体操は令和6年度末時点で62団体が活動しており、既存団体へ対するフォローアップが課題としてあがっている。令和6年度は約30の既存団体から希望があり、体力測定を実施したが、測定に携わるボランティア等の不足から、今後継続していくかは未定である。また、体力測定ของデータについてフィードバックしてほしいとの意見も出ていることから、データの管理と分析・評価について、今後国際医療福祉大学と検討していく必要がある。 シニア健康カレッジについては、令和6年度末時点で市内五つの各日常生活圏域において卒業生サークルが立ち上がっているが、参加メンバーの高齢化が課題となっていることから、令和7年度は、当該年度の教室卒業生が既存の卒業生サークルへ参加し、運動を継続できるよう支援していく。 うんどう教室は昨年度と同会場であるため、今年度も引き続き卒業生サークルの立上げ支援を行うとともに、指導員と協力しながら既存の卒業生サークルの支援も継続していきたい。
2	①自立支援、介護予防、重度化防止		住民ボランティア団体による生活支援サービスや、介護支援ボランティア活動の推進など、ボランティア団体、個人による活動者を増やすこと。	令和8(2026)年度までに、3団体、個人140人の活動	・他市において住民主体の生活支援サービスを提供している団体を協議体に招き、取組状況等について説明していただいた。 ・令和3年度から介護支援ボランティアポイントの付与対象となる施設や活動内容の範囲を広げており、広報なりたや市ホームページ等による啓発を通じてボランティア活動を推進した。 【R6年度：生活支援サービスを提供する住民ボランティア団体0団体、介護支援ボランティア登録人数117人】	○	・住民ボランティア団体による生活支援サービスの実施に当たっては、総合事業に基づくサービスとして位置付けるための条件等を整理したうえで、利用者側のニーズやサービス提供団体の有無についてより具体的な調査等を進めていく必要がある。 ・介護支援ボランティア活動の推進に当たっては、引き続き業務の受託事業者と連携を図りながら活動の周知啓発を行うとともに、他の地域介護予防活動支援事業を推進することにより、介護支援ボランティアが活動する通いの場を増やすなどして登録人数の増加に繋げる。
3	①自立支援、介護予防、重度化防止		地域における居場所・通いの場の担い手づくりを推進し、新たな担い手を育成すること。	3年間で30人の育成	なりたいいきいき百歳体操サポーター及びシニア指導員は令和5年度に養成。令和6年度は養成しなかった。うんどう教室は例年通り指導員を養成し、卒業生サークルの指導にあたる等、高齢者の居場所づくりを推進している。 【R6年度：14人】 ・なりたいいきいき百歳体操サポーター養成数：0人（実施せず） ・あおぞら会新規ボランティア：7人 ・シニア指導員養成数：0名（実施せず） ・うんどう教室指導員養成数：7名	○	想定される活動量から必要な人員数を逆算して担い手の養成を行っているが、地域ごとに数の差が生じていたり、個々の事情によって実際の活動に携われる者が限られていたりといった課題が生じているため、そのような課題を踏まえたうえでの担い手の育成方法について検討する。

項目 番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容					令和6年度（年度末実績）	
	区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己評価 結果	課題と対応策
4	②介護給付等費用の適正化	【介護給付の適正化（要介護認定の適正化）】 遠方の医療機関や施設等に入院・入所中の方の訪問調査のうち、更新申請については、指定居宅介護支援事業所による調査を委託している。しかしながら、提出された調査票の記述不足等が多く、追記・修正等をする必要がある。	要介護認定の適正化を図るため、指定居宅介護支援事業所等に委託している認定調査票全件の点検を実施すること。また、不備が認められた場合、認定調査員に確認の上、必要に応じ認定調査票を修正するとともに、認定調査員に指導を行い認定調査の平準化を図ること。	委託分の認定調査票の点検実施率：100%	指定居宅介護支援事業所等に委託している認定調査票全件の点検を実施。不備が認められた場合、認定調査員に確認し、必要に応じ認定調査票を修正するとともに、認定調査員に指導を行い認定調査の精度の平準化を図った。 【R6年度：100%（区分変更 6件、更新申請38件）】	◎	引き続き認定調査票全件を点検するとともに、必要に応じ修正、指導等、認定調査の精度の平準化に努める。
5	②介護給付等費用の適正化	【介護給付の適正化（ケアプランの点検）】 画一的にケアプランを作成しアセスメントとの整合性がない事例や、必要のない介護サービスを提供している事例がある。	ケアプラン点検について、市内の全居宅介護支援事業所に属する居宅介護支援専門員分の点検を実施。抽出にあたっては、給付内容に疑義のあるものを中心とすること。	3年間で全居宅介護支援事業所に属する居宅介護支援専門員分のケアプラン点検の実施件数：延べ90人程度	利用者の状態に応じたケアプランが作成されていないと認められた場合、担当の介護支援専門員に対し助言を行うほか、必要に応じケアプランの見直しなどを指導。 【R6年度：点検29人、過誤0件、金額0円】	◎	おおむね目標の人数を達成した。アセスメントからケアプランに位置付けする根拠となる項目についての記載や追記が漏れていることから、アセスメントシートとケアプランに整合性がない事例が多いことが課題である。対応策としては、課題整理総括表を用いながら、管理者との面談をとおして、「アセスメントとケアプランの連携」を重点的に点検する。
6	②介護給付等費用の適正化	【介護給付の適正化（住宅改修）】 本人の状態に見合わない過度の改修や、不必要に華美な改修を行っているケースが見受けられ、点検の必要が生じている。	住宅改修について、申請時に書面にて点検を行う。施行後の写真点検等により疑義があるものは、必要に応じてケアプランの提出及び訪問調査等を行い、専門職員の助言を求めること。	住宅改修申請時の点検実施率：100%	住宅改修について、申請件数全件の点検を実施。受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修が認められた場合、工事施工業者や担当の介護支援専門員等に対し再指導を行った。 【R6年度：100%（施工前237件、施工後275件）】	◎	提出された申請について全件の点検を実施した。対象の可否については利用者の身体状況により個別の判断が必要となる。住宅改修の件数が増えていることにより、点検件数が増えていること、判断が難しいケースが多いことが課題である。
7	②介護給付等費用の適正化	【介護給付の適正化（福祉用具購入・貸与）】 本人の状態に対し、不必要な貸与や、必要以上に購入をするケースが見受けられるため、点検の必要が生じている。	福祉用具購入・貸与について、購入費支給申請時、特に疑義のあるものに関し、ケアプランの提出及び訪問調査等を行う。また、軽度者に対する例外給付について、一般職員及び介護支援専門員が書面にて確認すること。	福祉用具購入及び軽度者に対する例外給付の点検実施率：100%	申請件数全件の点検を実施。受給者の要介護度に不適切な用具購入や同一商品の複数購入等がないか確認を行う。疑義がある際は、担当の介護支援専門員や福祉用具販売事業者に聞き取りを行い、必要に応じて指導を行う。 ○軽度者に対する例外給付 ケアプランや医学的所見の提出を求め、対象者が例外給付を受けるに妥当な状況にあるか書面で確認を行う。 【R6年度：100%（福祉用具購入486件、例外給付6件）】	◎	購入及び軽度者に対する例外給付について全件の点検を実施した。事前申請が不要であるため、購入後に保険対象外と判明し、全額自費になってしまうケースがある。介護支援専門員や福祉用具販売事業者に対し、保険対象外となる商品や再購入が認められない例などの周知を徹底する必要がある。
8	②介護給付等費用の適正化	【介護給付の適正化（縦覧点検・医療情報突合）】 制度改正により、加算の算定要件の変更等に伴う介護給付費の請求誤りのケースが多く見受けられる。	縦覧点検・医療情報との突合を実施すること。	年間6,000件の実施	国連合会より送付されるデータの点検・突合を行い、疑義のあるものに対して事業所に連絡し、必要に応じ過誤申立書やケアプランの提出を依頼する。 【R6年度：医療情報突合266件、縦覧点検3,577件】	◎	○連合会から送られてくる医療情報突合件数が大幅に減少したため、指標の件数に達しなかったが、全件の点検・突合を行っている。加算の算定要件の変更等に伴う介護給付費の請求誤りのケースが見受けられるので、請求内容について事業所に問い合わせをする際、相互に加算の算定要件を確認するようにする。
9	①自立支援、介護予防、重度化防止	【市内の介護事業所における指導等によるサービスの質の維持・向上】 高齢者の自立支援・重度化防止のためには、市内の介護事業所におけるサービスの質の維持・向上を図る必要がある。	地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所に対する運営指導を実施すること。	3年間で27件の実施	【R6年度：運営指導を10件実施した】	◎	運営指導について、目標（3か年で27件：年平均9件）に対し順調に進捗している。引き続き、運営指導を計画のとおり実施し、市内の介護事業所におけるサービスの質の維持・向上を図る。
10	①自立支援、介護予防、重度化防止		自立支援に資するためのリハビリテーション職等を招いた研修等について開催支援を行うこと。	年1件の開催支援	【R6年度：市内の4団体（ヘルパー連絡会、グループホーム連絡会、デイ通ネットワーク、ケアマネジャー連絡会）の職員向けの研修会1件の開催支援（講師謝礼の負担）を行った】	◎	引き続き、介護サービス事業所団体との連携を密にし、職員の資質向上に資する研修会の開催支援を行う。

項目 番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				令和6年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価 結果	課題と対応策
11	①自立支援、介護予防、重度化防止	【在宅医療・介護連携の推進】 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護関係者が連携しながら、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の構築を推進していくことが必要。そのためにも、医療・介護関係者の連携推進に向けた取組と、市民に対しては在宅医療についての理解を図る必要がある。	医療・介護関係者向けの連携会議・研修を開催すること。	年3回の開催	【R6年度:連携会議としては成田市医師団在宅医療作業部会(1回)、多職種のための在宅医療研修会「成田市の医療・介護連携における現状と問題点」(1回)を実施】	○	研修や会議内で挙がった課題について、市では施策を講じているが効果を確認できる指標が確立されていないことから、評価指標の作成を進めている。
12	①自立支援、介護予防、重度化防止		市民向けに普及啓発活動として、出前講座を実施すること。	年2回の実施	【R6年度:市民向けの普及啓発として在宅医療における看取りについての在宅医療講演会(1回)、在宅医療についての出前講座(2回)を実施】	○	出前講座について、講師を担うのが一般行政職員の為、知識不足から説明が難しい場面があるため、継続して業務を担うことができる看護師(コーディネーター)の育成を進めている。
13	①自立支援、介護予防、重度化防止		日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りの4つの場面に対する連携支援に取り組むこと。	3年間で4つの場面に対する連携支援の実施	【R6年度:市内在宅医療実施機関の情報をまとめた「在宅医療実施状況リスト」の内容を更新し、関係機関へ配布することで、医療への橋渡しの一助を担った】	○	現状紙媒体での配布となっているため、システム内でリストを共有できるよう導入を進めている。